

概要

工事番号		神河第3号
工事名		姫路市中播消防署北部出張所建替工事
施工場所		神河町 柏尾 地内
工期		契約日から令和8年2月27日まで
工事概要		敷地面積 5,328 .02 m ² ・ 建築工事：建築面積 534.90 m ² （事務所・駐輪場・屋外倉庫） ・ 外構工事：舗装工事・雨水排水工事・囲障工事 ・ 家具工事：備品関係
入札方法		電子入札（事後審査型条件付一般競争入札）
最低制限価格		有（神河町が定める算定方法による）
保証金	入札保証金	免除
	契約保証金	有（契約金額の10%以上）
支払条件	前金払	有（各会計年度の出来高予定額の40%以内）
	中間前金払	有（各会計年度の出来高予定額の20%以内）
	部分払	有
現場説明会		無
入札参加資格（全項目に該当するもの）	登録要件	令和7年度神河町競争入札参加資格者名簿に登録された者（単体企業）
	登録業種	建築一式工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	住所要件	姫路市内、朝来市内及び神崎郡内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者で、同支店・営業所等において契約締結権限を有する代理人を置いており、かつ、同支店・営業所等において建設業法第15条の規定による建築一式工事に係る建設業許可を受けている者。
	総合評定値	建築一式工事の総合評定値が955点以上。
	技術者要件	本工事の施工に必要な技術資格を有する者を、主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できる者
	その他	・ 神河町指名停止基準に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。 ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者。 ・ 本店が神河内にいる者は、町税に滞納がないこと。また、神河町内に営業機能を有する支店・営業所等がある者は、法人町民税を納付し、町税に滞納がないこと。（なお、上記以外の者にあつては、「神河町内」を「各町（市）内」に、「町税」を「各町（市）の町（市）税」及び「法人町民税」を「各町（市）の法人町（市）民税」と読み替えるものとする。）消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。 ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。 ・ 神河町外の業者は、神崎郡内に本店、営業所を置く下請人（以下「町内下請人」という。）との契約金額の合計を、本工事請負金額の10%以上とすることのできる者。

スケジュール

入札参加申込書及び設計図書配付申込書の提出	申込期限	令和7年4月28日（月）午後4時まで ※兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。
	提出方法	兵庫県電子入札共同運営システムにより提出
設計図書等の配布	配布方法	電子メール
設計図書等に関する質疑応答	質問期限	令和7年5月9日（金）午後5時まで
	質問方法	質問書を電子メールで提出（所定様式） jyumin_seikatu @town.kamikawa.hyogo.jp （提出先 住民生活課 TEL 0790-34-0962）
	回答方法	神河町ホームページに掲載 （回答予定日：令和7年5月16日（金））
入札書及び積算内訳書の提出	提出期間	令和7年5月27日（火）午前9時から 令和7年5月29日（木）午前11時まで ※兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。
	留意事項	- 入札額の算出に用いた工事費の積算内訳書を添付すること。（様式は任意とするが、町が事前に作成している金抜設計書の全ての項目について記載すること。） - 積算内訳書のデータ容量が3メガバイトを超える場合は、別途、大容量送受信メールの利用について案内するため、事前に総務課に連絡すること。
開札日時	日時	令和7年5月30日（金）午前10時15分
	場所	神河町役場本庁2階総務課
	留意事項	開札の結果、落札候補者となるべき同額入札者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
入札参加資格審査 （落札候補者のみ審査を行う。）	提出書類	- 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 - 建設業許可の写し - 最新の経営規模等評価結果通知書の写し（A4版） - 配置予定技術者の資格・工事経歴書 - 配置予定技術者が本工事の施工に必要な技術資格を有することを証する書類（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、資格認定証等）の写し - 配置予定技術者が自社社員であることを証する書類（監理技術者資格者証、雇用証明書等）の写し - 納税証明書＜町（市）税、国税＞
	提出期限	令和7年6月2日（月）午後3時まで
	提出方法	総務課に持参
契約の締結	落札の決定後、14日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約金額が5,000万円以上の工事の請負については議会の議決を要するため、落札候補者決定後に仮契約を締結し、議決を得た後本契約を締結する場合がある。	
書類提出・問い合わせ先	総務課 〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 電子メール：soumu@town.kamikawa.hyogo.jp 電話番号：0790-34-0001	